

指定認知症対応型共同生活介護並びに  
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

「グループホームたかのす」運営規程  
ユニット「やまぶき」「ぶな」

平成22年7月1日現在  
平成23年7月1日改正  
平成24年4月1日改正  
平成25年7月1日改正  
平成27年4月1日改正  
令和元年10月1日改正  
令和3年4月1日改正  
令和4年4月1日改正  
令和4年10月1日改正  
令和6年4月1日改正

特定非営利活動法人 安寿  
指定認知症対応型共同生活介護並びに  
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、非営利活動法人 安寿（以下「事業者」という。）が設置する指定認知症対応型共同生活介護事業所グループホームたかのす（以下「たかのす」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、地域の人たちと共に安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針は次の各号とする。

- 一 たかのすで提供する指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、介護保険法並びに関係する 厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 二 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 三 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 四 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 五 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホーム たかのす ユニット「やまぶき」「ぶな」

二 所在地 〒989-0220  
宮城県白石市鷹巣西二丁目4番12号  
三 電 話 0224-29-3530

(職員の職種、員数)

第5条 たかのす ユニット「やまぶき」「ぶな」に配置する職員の職種、員数は次のとおりとする。

一 施設長	1名
二 管理者	1名
三 計画作成担当者	(2名兼務)
四 介護職員	17名(管理者、副管理者、リーダー兼務)
五 事務員	2名(施設長兼務、次長)
六 看護師	1名

(職務の内容及び勤務体制)

第6条 職員のそれぞれの職務は、次のとおりとする。

- 一 施設長は、職員の指導並びに労務管理、施設の経営全般に係る業務を行う。
- 二 管理者は、利用者の日常生活の把握、職員及び業務の管理を一元的に行う。
- 三 計画作成担当者は、利用者に適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに利用者の生活相談、援助を行う。又、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関、居宅介護支援事業所との連絡・調整を行う。
- 四 介護員は、介護計画に基づき利用者に対し必要な介護、支援を行う。
- 五 看護師は、医療面からの把握を行い、介護員にアドバイスを行うとともに、利用者が安心して過ごせるように看護にあたる。

2 職員の勤務体制は、特定非営利活動法人就業規則により定める。

(利用定員)

第7条 たかのすのユニット「やまぶき」「ぶな」の利用定員は、9名づつとする。

2 利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、法律に則り白石市と協議するものとする。

(介護の内容)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護並びに介護予防指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 食事、入浴、排泄等の介助、支援
- ② 日常生活上の世話

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助

#### 一 食事

ア 利用者の食事は、主食類については利用者と職員ができるだけ共同で炊事を行う。

イ 食事は、食堂において職員と共に食することを基本とし、食事の後片付け等は、できるだけ利用者と職員が共同で行う。

ウ 提供時間 朝食 7：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：00～

#### 二 入浴

利用者が清潔で快適な生活を送ることができるよう、利用者の生活習慣及びプライバシーに則しつつ、一週間に二回以上の入浴サービスの提供を行う。なお、体調不良等で入浴できない利用者については清拭を同程度の頻度で行う。

#### 三 排泄

利用者の心身の状況に応じ適切な方法及びプライバシーに配慮し、排泄の自立について必要な援助を行う。また、おむつを使用しなければならない利用者については、プライバシーに十分配慮し、適切なおむつの取り替えを行う。

#### 四 その他日常生活上の自立支援

ア 利用者の離床、着替え、洗顔、美容、歯磨き等日常生活上の適切な世話、援助を行う。

イ 生活意欲の向上を図るため、教養、娯楽、レクリエーション活動を行う。

ウ 健康管理 利用者の健康状態に常に注意し、疾病の予防、早期発見に努めるとともに、疾病者については適切な措置を講ずる。

エ 地域住民との交流 たかのすの行事活動への地域住民の参加または地域の行事、老人クラブの行事等への参加に努め、地域住民との交流を行う。

#### (利用料及びその他の費用)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

2 前項に定める利用料のほか、次の各号に掲げる費用の額は利用者の負担とする。

①住居費 日額 1,100円

②水道光熱費 日額 685円

※水道光熱費の算出に当っては料金表別紙参照

③食材料費 日額 1,380円

(内訳) 朝食290円 昼食470円 デザート等150円 夕食470円

④ 指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要であるもの

に係る費用であって、利用者個人に負担させることが適當と認められる費用（紙おむつ代、理容費等）は実費負担とする。

- ⑤ レクリエーション行事及び教養・娯楽活動を実施したとき、利用者に負担させることが適當と認められる費用

### 3 その他の費用

※退去時の原状回復費並びに補償費用として入居時に預かることができるものとし、原状回復に掛かった経費は明細書を作成、退去時に残金と共に返却する。

- 4 月の中途における入居または退居の場合の利用料は、日割り計算とする。  
5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、指定期日に金融機関口座引落し及びその他の方法により受けるものとする。

#### (入居)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用者は、要介護者であって認知症の状態にあって、次の各号に該当する者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がない者  
② 自傷他害のおそれのない者  
③ 常時医療機関において治療をする必要のない者  
2 入居申し込み者又はその家族は、入居申し込みに際し入居する者の主治医の診断書等を提出しなければならない。  
3 管理者は、提出された主治医の診断書等により、入居する者が認知の状態にある者であることの確認を行うこととする。  
4 入居申し込み後に訪問調査（実態調査）行った上で、当事業所においての支援が可能であると（上記の条項が）認められた者とする。

#### (退去)

第11条 入居後利用者の状態が変化し、前条の各号に該当しなくなった場合には、退去していただく場合がある。

- 2 利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の意向踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行うこととする。また、利用者またはその家族に対し、適切な助言を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めることとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第12条 利用者の身体の状態に異変その他緊急事態が生じた場合、主治医又は協力医療

機関と連絡をとり、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所の職員は定期的に応急手当等の講習会に参加し、急変時に迅速かつ適切な行動が行えるようにする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また事業所は非常災害に備えるため、非常災害に関する計画を立て、定期的に避難、誘導、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 火災の防止に当っては、防火管理者を置き、消防用設備の自主点検及び自衛消防訓練等を実施するものとする。

(利用者の同意)

第14条 事業者は指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業サービスの提供に当っては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制その他サービス提供に関し、必要な事項について文書にて説明を行い、利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 事業者は入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し、たかのすが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適切な他の介護保険施設、病院、診療所等の紹介を行うものとする。

- 2 入院治療が概ね1か月以内と見込まれるときは、利用契約書第13条第5項の規定により退院後再び利用できるようにするものとする。

(受給資格などの確認)

第16条 事業者は指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等を確認するものとする。なお、被保険者証に認定審査会の意見等が記載されている場合は、その指示に従って指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業サービスの提供を行うものとする。

(認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業計画の作成)

第17条 計画作成担当者は、利用者の希望並び心身の状況、およびその家族の希望並びにその置かれている環境を踏まえて、指定認知症対応型共同生活介護サービスの内容等

を記載した認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業計画を作成するものとする。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、計画の内容等について説明するものとする。

(入退去の記録)

第18条 事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を利用者の被保険証に記載するものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第19条 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続き等について、その利用者またはその家族が行うことが困難な場合は、その者の委任を得て、代わって行うものとする。

- 2 常に利用者の家族等との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するように努めるものとする。
- 3 利用者にとっての趣味または嗜好に応じた活動等を実施できるように配慮するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 たかのすの管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、意見を付して各利用者の保険者である市町村に通知するものとする。

- 一 利用者が、正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を増進させたと認められるとき。
- 二 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(秘密保持)

第21条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 本事業所の職員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意（個人情報提供の同意書）を得るものとする。
- 4 事業所は、介護保険施設等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者（利用者代理人）の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第22条 利用者、又はその家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配備、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。(詳細は、たかのすマニュアル63ページから記載)

苦情相談窓口 グループホームたかのす 管理者：電話0224-29-3530  
白石市保健福祉部長寿課介護保険係：電話0224-22-1361  
第三者窓口 白石市鷹巣自治会長：電話0224-25-2988

(損害賠償)

第23条 利用者に対する介護サービス提供に当り、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第24条 指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

(掲示及び広告等)

第25条 事業所は、事業所の見やすい場所に、本規程、職員の体制、協力医療機関・協力歯科医療機関、その他の重要事項を掲示する。

(地域との連携)

第26条 事業所は、その運営にあたっては地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業運営の透明性)

第27条 事業運営の透明性を確保するために、事業計画、実施報告、財務内容に関する資料を閲覧に供するものとする。

(その他)

第28条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 採用時研修
  - 二 経験に応じた研修 隨時
- 2 事業所はこの事業を行うため、たかのす業務マニュアル、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

(短期利用共同生活介護)

第29条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(虐待防止及び身体拘束廃止のための措置)

第30条 事業所は、利用者に対する虐待を防止し、及び身体拘束を廃止するための指針を策定するとともに委員会を設置し、定期的に開催する。また、その内容を職員に周知徹底する。

- 2 職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。
- 3 前項に規定する委員会についての必要な事項及び緊急やむを得ない場合に行う身体拘束の手続き等については、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日に施行し、一部平成22年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程 第28条第3項による理事長が定める事項

### 1. グループホームたかのす倫理規程を整備する。

#### グループホームたかのす倫理規程

##### (目的)

第1条 この規程は、グループホームたかのす（以下、「たかのす」という）で業務にあたるすべての職員が認知症によって自立した生活が困難になった方々の安心と尊厳のある生活を守るために、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条、特定非営利活動法人安寿経営理念、たかのす運営理念及びたかのすマニュアルに則り、職員自らの行動の規範とすることを目的とする。

##### (原則)

第2条 利用者の安心と尊厳のある生活を守るとともに、たかのすに対する社会の信頼度を高め、たかのすの事業の存続と発展に資することを原則とする。

##### (倫理)

第3条 職員は、利用者の利益を守ることを第一に考え、次の各号を守るものとする。

- (1) 利用者を個人として尊重し、プライバシーを守り、安心と尊厳のある生活を実現するよう努める。
- (2) 利用者が、主体的な決定を行えるよう支援し、その決定を尊重する。
- (3) 利用者が、安らぎと自信を感じることができ、かつ安全と衛生が保たれた環境で生活できるように支援する。
- (4) 利用者が、その能力を最大限に發揮できるように努め、適切な支援を継続的に行うとともに、適切な医療が受けられるように支援する。
- (5) 利用者が、家族等との通信や交流が図られるように支援し、個人の情報を厳重に守るものとする。
- (6) たかのすを地域に開かれたものとともに、利用者が地域の一員として生活することを支援する。
- (7) 利用者に対して暴力、虐待及び身体拘束を行わないものとする。
- (8) 利用者に対して、いかなる理由があっても差別は行わないものとする。
- (9) 利用者及びその家族等からの苦情に対しては、職員全員が問題点を分析、検討した上で、より良いサービスの実現につながるよう努力するものとする。
- (10) グループホーム事業の社会的責任を認識し、介護サービスにかかる者としての研鑽に努める。

### 2 介護サービス提供記録の開示について、

- 一 利用者及びその代理人から介護サービス提供記録の開示請求があった場合は、当該

本人について提供した介護サービスの提供記録を開示するものとする。

- 二 介護サービス提供記録の開示場所は事業所内のみとする。
- 三 介護サービス提供記録のコピー・複写は禁止とし、閲覧のみとする。
- 四 介護サービス提供記録の開示請求書及び開示決定通知書は別に定める。

### 3 協力医療機関、協力歯科医院について

協力医療機関名	住 所 等
公立刈田総合病院	〒989-0231 白石市福岡巣本字下原沖36番地 電話 0224-25-2145
水野内科クリニック	〒989-0277 白石市沢端町3番43号 電話 0224-25-2736
かおる歯科医院	〒989-0218 白石市鷹巣東1番5-16号 電話 0224-24-3777

## 情 報 提 供 に 係 る 申 請 書

年 月 日

グループホームたかのす施設長様

下記によりグループホームたかのすにおける情報について提供されるよう  
申請します。

なお、情報の提供を受けた際は、貴法人の個人情報保護に対する基本方針を  
遵守し、申請者の責任で情報を適正に管理することを誓約します。

申請者氏名	印
事業所名称	
住 所	
本人との関係	

利用者氏名	
生年月日	
性 別	
提供情報	

---

(情報提供同意欄)

### 情 報 提 供 同 意 書

私は、グループホームたかのすが保有する私の情報について、上記の申請者について  
提供することに同意します。

- 私の家族（利用代理人含む）  
私と契約を締結する予定の介護保健施設・居宅介護支援事業者

年 月 日

本人署名

\*本人の心身の状況により（認知症）により、本人の同意を得ることが  
困難な場合は、利用代理人の同意によりこれに代えることができます。

利用代理人署名

## 介護サービス提供記録の開示請求書

年 月 日

グループホームたかのす施設長様

下記によりグループホームたかのすにおける介護サービス提供記録の情報について開示を申請します。

なお、情報の提供を受けた際は、貴法人の個人情報保護に対する基本方針を遵守することを誓約します。

申請者氏名	印
利用者との関係	
住 所	
開示希望日時	

利用者氏名	
生年月日	
性 別	
開示内容	

---

この欄には記入しないで下さい。

受付年月日	年 月 日
受付担当者	
開示決定の 有無	

介護サービス提供記録の開示決定通知書

年　　月　　日

様

グループホームたかのす施設長　印

年　　月　　日付けで開示請求のあった介護サービス提供記録の情報について、開示することと決定しましたので、通知します。

なお、情報の開示を受けた際は、当法人の個人情報保護に対する基本方針を遵守すること。

開示日時	
利用者氏名	
生年月日	
性　別	
開示内容	

---

(情報提供同意欄)

この欄には記入しないで下さい。

利用者氏名	
立会職員	
開示方法	